

宮崎県獣医師確保修学資金給付制度（地域枠）のQ&A

令和8年3月31日時点

	質問	回答
No.1	県の選考試験に合格後、大学選抜入試で不合格となり浪人する場合、県の推薦の効力は翌年度も有効か。	県の推薦の効力は、当該年度限りとなります。引き続き希望がある場合は、次年度の修学資金給付に申込みください。
No.2	志望大学はあらかじめ決めておかなければならないのか。	県の推薦で大学選抜試験を受験することになるため、志願書を提出する段階で志望大学を決めておく必要があります。
No.3	県の選考試験に合格後、志望大学を変更することは可能か。 例：国公立大学志望で共通テストで点数が低かった場合など。	専願となるため、県の推薦が決定した後に志望大学を変更することはできません。また、大学に推薦合格した場合は、原則入学していただきます。
No.4	当該制度を活用して県へ入庁したが返還免除となる従事期間（9年間または10年間）経過前に退職した場合の返還額はどのようになるか。	全額返還ではなく、県職員獣医師として従事した期間を差し引いた期間について、相当する割合の額を返還していただきます。
No.5	Web面接は可能か。	可能です。
No.6	他の給付事業との重複受給は可能か。	志願書（様式第1号）において、「B型」を希望する場合は、国費が入っている他の給付事業との併給はできません。 他自治体が単独で行う給付事業（国費が含まれないもの）であれば併給可能ですが、同種の修学資金給付（貸与）制度との併給はできません。
No.7	返還することになった場合、一括返還でなければならないのか。	返還請求の通知日から6か月以内に全額を返還いただくことになります。 ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、3年を限度として返還金の返還を猶予することができます。
No.8	留年、休学、停学となった場合はどうなるか。	留年、休学、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の給付を行わないものとします。
No.9	県の選考試験に合格すると、国公立大学の一般選抜に出願できないのか。	一般入試との併願は可能です。 ただし、大学に推薦合格した場合は、原則入学していただきます。
No.10	募集要項内、対象者の「①対象大学のうち、希望する大学の選考基準を満たす者」とは。	各大学が推薦に係る選考基準として、受験対象者の卒業（見込み）年度等を明記しております。 高校3年生の他、高校卒業後1～2年経過する方も対象となる大学もありますので、希望大学の選考基準をご確認ください。
No.11	健康診断書は医療機関を受診する必要があるか。	高校において実施される健康診断の結果の写し（申込日から過去1年以内に診断されたもの）でも差し支えありません。
（高校からの問い合わせ）		
No.12	（高校から）2学期制のため調査書を提出する際、締め切り日時点では2学年までしか記載ができない。	個別に県家畜防疫対策課へ直接ご連絡ください。